

住むなら北九州 定住・移住推進事業(子育て・転入応援メニュー)【賃貸】の概要

事業の目的

既存住宅ストックを活用し、子育て世帯や新婚世帯など若い世代や、企業移転などに伴う従業者の移住を促進するため、一定の要件を満たす街なか民間賃貸住宅や空き家バンク登録住宅に転入する若年世帯に対し、家賃等の一部を助成し、新生活に要する費用の負担軽減を図る。

補助の主な要件※1

※1 詳細は本市ホームページ等を参照

<対象者>

- 申請者が39歳以下で市外に1年以上居住し、かつ世帯人員が2人以上の世帯で、以下のいずれかに該当する方
 - ・新婚世帯（結婚5年以内、又は3ヶ月以内に結婚予定）
 - ・多子世帯（子ども2人以上と同居）
 - ・多世代同居又は近居（子どもがおり、親と同居又は近居）
 - ・企業移転などに伴い転入する従業者

<対象住宅> *街なか※2 区域内に所在し、宅建業者の仲介を受けた住宅に限る。

- 街なかの民間賃貸住宅（街なかに所在する中古の賃貸住宅）
- 特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の認定を受けたもので家賃補助が終了したもの）
- 空き家バンク登録住宅（北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもの）

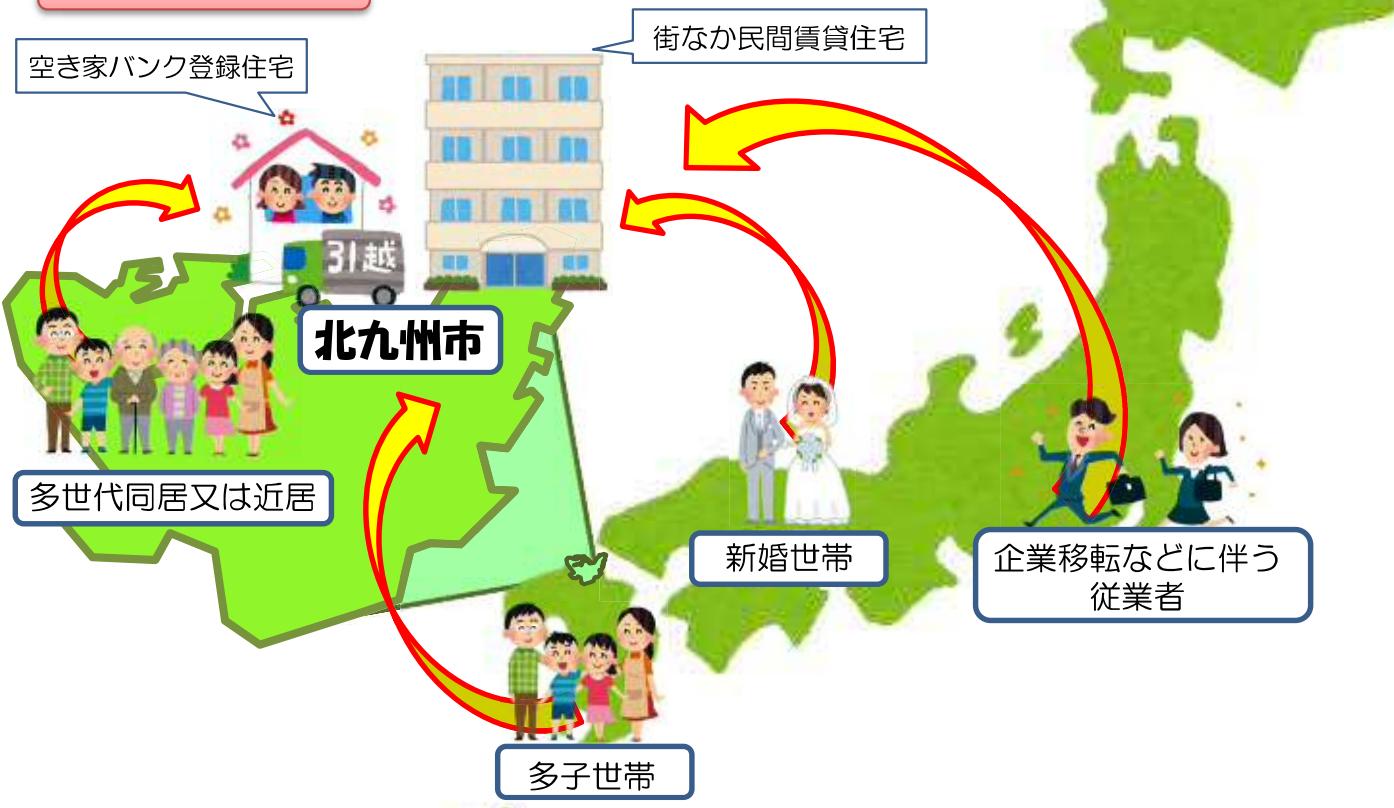
※2 北九州市立地適正化計画に基づく居住誘導区域の存する町丁目を含むエリア

補助額

- 家賃2ヶ月相当分（20万円を上限とする）

- 新婚世帯(夫婦共市外から転入) or 多子世帯(子どもが3人以上)については、
家賃3ヶ月相当分（30万円を上限とする）

事業のイメージ



住むなら北九州 定住・移住推進事業(新生活応援メニュー)【賃貸】の概要

事業の目的

既存住宅ストックを活用し、新たに就職が決定した、大学等の新卒者の方の定住・移住を促進するため、新卒者がU・Iターン応援企業等に就職し、一定の要件を満たす街なか民間賃貸住宅や空き家バンク登録住宅等に転居する場合、家賃等の一部を補助し、新生活に要する費用の負担軽減を図る。

補助の主な要件※1

※1 詳細は本市ホームページ等を参照

<対象者>

- 申請者が29歳以下、かつ世帯人員が1人の世帯で、以下のいずれかに該当する方
 - ・大学又は高校などを、募集年度末までに卒業見込みである方
 - ・大学又は高校などを、卒業後、3年以内の方

<対象住宅> *街なか※2 区域内に所在し、宅建業者の仲介を受けた住宅に限る。

- 街なかの民間賃貸住宅（街なかに所在する中古の賃貸住宅）
- 特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の認定を受けたもので家賃補助が終了したもの）
- 空き家バンク登録住宅（北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもの）

※2 北九州市立地適正化計画に基づく居住誘導区域の存する町丁目を含むエリア

補助額

- 家賃2ヶ月相当分（10万円を上限とする）

事業のイメージ



住むなら北九州 定住・移住推進事業(定住・移住促進支援メニュー)【持ち家】の概要

事業の目的

「北九州市内に転入し住宅を取得する方」や「市内居住の新婚世帯で住宅を取得する方」を応援するため、市内の良質な住宅を新たに建設又は購入する世帯に対して、費用の一部を補助し、本市への定住・移住を強力に推進する。

補助の主要要件※1

※1 詳細は本市ホームページ等を参照

<対象者>

世帯人員2人以上の世帯、又は申請者が50歳未満で親と同居若しくは近居又は50歳以上で自己実現のために本市に転入する世帯人員1人以上の世帯で、次のア、イいずれかに該当する方。又は申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の新婚世帯で、次のウに該当する方

- ア 1年以上継続して市外に居住している方
- イ 市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上市外に居住していた方
- ウ 市内に居住しており、夫婦共又は夫婦どちらかが市外へ勤務している方

<対象住宅(良質な住宅)> ※街なか※2区域内に所在する住宅に限る。

【戸建て住宅】 敷地面積が130m²以上(第一種、第二種低層住居専用地域は180m²以上)

【マンション】 住戸専用面積が50m²以上

(新築の場合) ※次のいずれかに該当する住宅

- 住宅性能表示制度による住宅性能評価証の交付を受けた住宅
- 「フラット35S」の適合証明書の交付を受けた住宅
- CASSBEによる評価結果が「B+(よい)」以上である住宅
- 長期優良住宅の認定をうけた住宅
- (既に建築された住宅の場合(中古住宅))
- 新耐震基準を満たし、インスペクション(住宅診断)を実施している住宅

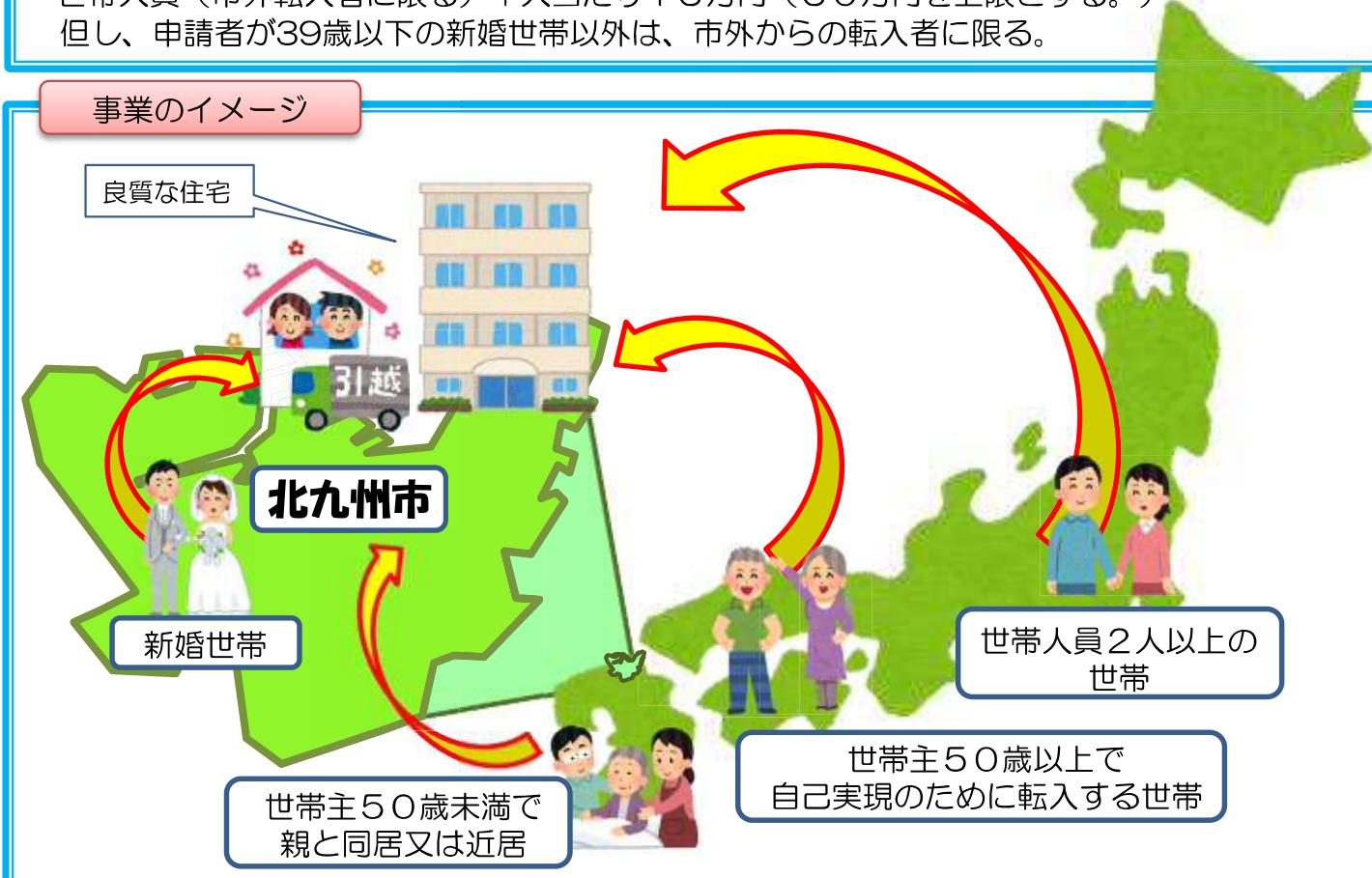
※2 北九州市立地適正化計画に基づく居住誘導区域の存する町丁目を含むエリア

補助額

世帯人員(市外転入者に限る) 1人当たり15万円(50万円を上限とする。)

但し、申請者が39歳以下の新婚世帯以外は、市外からの転入者に限る。

事業のイメージ



住むなら北九州 定住・移住推進事業(社宅建設支援メニュー)【社宅】の概要

事業の目的

「市外から転入する従業員のための社宅を整備する企業」や「市内への事業所等の新たな設備投資により生まれる新規雇用者のための社宅を整備する企業」に対して、社宅建設又は購入費用の一部を補助し、本市への定住・移住を強力に推進する。

補助の主要要件※1

※1 詳細は本市ホームページ等を参照

<対象企業>

- 従業員の居住に供するため、良質な社宅の新設(建設又は購入)を行うこと
- 対象企業は次のア又はイのいずれかに該当する企業

- ア 市外から転入する従業員のための社宅を新設する企業
- イ 市内又は市近郊に事業所等を新設又は増設することにより生まれる新規雇用者のための社宅を新設する企業

- 法人であること(但し、国、地方公共団体及びその他関係機関は除く)

<対象社宅> *街なか※2区域内に所在する社宅に限る(単身向け社宅を除く。)。

- 企業が自ら運営し、かつその従業員等の住居用に建設又は購入するもの

- 一棟20戸以上の社宅(建築基準法規定の長屋、共同住宅又は寄宿舎という)

- 1戸当たりの住戸専用面積
 - 1人世帯: 25m²以上(居間、食堂、台所等が共同利用として十分な面積を有する場合18m²以上)
 - 2人以上世帯: 30m²以上

- 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないもの

- 国又は他の地方公共団体から補助を受けていないこと。10年間社宅に供すること 等

※2 北九州市立地適正化計画に基づく居住誘導区域の存する町丁目を含むエリア

補助額

1戸当たり50万円<単身向け住戸は1戸当たり15万円>

(補助金の交付は、1企業1年度あたり100戸を上限とする。)

事業のイメージ

